

シニアマンションこうやまち虐待防止の指針

I. 目的

虐待防止に関する基本的考え方として、当事業所では、高齢者、障害者、児童、家庭内虐待など当事業所を利用する全ての人に対し、人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の予防及び早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為をいずれも行わないことを方針としてここに定める。

II. 虐待定義

○高齢者虐待（elderly abuse older adult abuse）（65歳以上を高齢者と定義する）

- ・ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- ・ 排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどしたりし、恥をかかせる
- ・ 子供扱いする、侮辱する、怒鳴る、悪口などを言う、話しかけに対し無視するなど
- ・ 性的虐待：わいせつな行為をする又はさせること
- ・ 経済的虐待：養護者や親族が高齢者の財産を不当に処分する、又は高齢者から不当に財産上の利益を得ること。など

○児童虐待（child abuse, child maltreatment）

- ・ 外力によって、児童の身体に外傷を与えることや、生命に危険を及ぼす暴力のこと。
- ・ 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）：家族等が故意・過失を問わず、子供に対して適切に管理・指導・養育等を行わないことにより結果として健康の維持や生命・身体の安全を損なう行為。
- ・ 子供の健康・安全への配慮を怠っている
- ・ 家から閉め出す、登園・登校させない、病気やけがをしても受診させない
- ・ 空腹状態、脱水症状、栄養失調
- ・ 入浴させない、髪が伸び放題、皮膚が汚れている、意図的に子供を病気にさせる行為
- ・ 室内にゴミを放置するなど、不衛生で劣悪な住環境の中で生活させる
- ・ 首を絞める、投げ落とす、乳児を激しく揺さぶる、熱湯をかける、炎天下や真冬に戸外に締め出す、縄などで拘束する
- ・ 暴言、脅迫、無視、拒否的な態度をとる
- ・ 他の兄弟との著しい差別、子供の面前での夫婦間の暴力 など

○性的虐待：児童にわいせつな行為をする又はさせること

- ・ 子供への性交、性的暴行、性的行為の強要
- ・ 性器や性的な行為を見せる
- ・ 子供のポルノ写真を撮る など

○障害者虐待

- ・ 叩く、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけどを負わす
- ・ 精神保健指定医の指示なしにベッドに縛り付ける、身体拘束・抑制、意図的に薬を過剰に服用させる
- ・ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、擁護すべき義務を著しく怠ること。
- ・ 空腹状態、脱水症状、栄養失調

- ・入浴させない、髪が伸び放題、皮膚が汚れている
 - ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどしたりし、恥をかかせる
 - ・子供扱いする、侮辱する、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、話しかけに対し無視する。 など
- 性的虐待：障害者にわいせつな行為をする又はさせること
- ・懲罰的に下半身を裸にして放置する
 - ・キス、性器への接触、性行為を強要する など
- 経済的虐待
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
 - ・年金や預貯金を本人の意志・利益に反して使用する など

Ⅲ. 虐待防止規定

「こうやまち」における虐待防止対策と利用者の安全確保並びに安心安全な介護を推進するため、「虐待」を安全の揺らぎと捉え、「こうやまち」における虐待防止の取組の検討及び対策の実施を資するべく継続的な検討を図る。

Ⅳ. 管理者の責務

管理者は苦情処理体制及び防止対策の整備を図ることを指示し、職員に対して虐待防止等の学習の機会を確保すると共に、各種の防止対策措置を講ずる責務を負う。

Ⅵ. 職員の責務

職員は平時よりモニタリングを励行し、虐待の疑いもしくは虐待を発見した場合は速やかに部署長へ報告する責務を負う。ここでいう疑いとは確たる証拠を必要とはせず、通報の方法は問わないものとする。また、虐待防止については、当院虐待防止指針Ⅱ. 虐待定義を参照し、常時虐待の認識を持つものとする。

Ⅶ. 虐待調査及び対応

虐待の疑義もしくは発生通報があった場合、担当者は24時間以内に臨時の委員会を実施し、虐待通報の情報を整理し、調査を開始する。その後医療法人養和会医療安全管理対策委員会（管理会議）へ報告し、法人全体での対応策の検討を図る。またこの対応は別紙に定める虐待通報対応フロー図に記載する。

Ⅷ. 虐待行為に対する処分

医療法人養和会は虐待行為が明らかになった際には、医療法人養和会の個人情報保護規定に準じて調査・対応を行うが、虐待行為が事実であった場合には、その原因究明を行い、対象者には当法人規定に基づき処分等を医療安全管理委員会（管理会議）にて検討する。

（附則）

令和5年4月1日 施行